建 設 建 築 委 員 会 記 録 (No.28)

- 1 **日 時** 令和 6 年 8 月 8 日 (木) 午前 1 0 時 1 1 分 開会 午後 0 時 0 4 分 閉会
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員(8人)

委 員 長 日出夫 副委員長 泉 山 内 涼 成 委 均 員 中 慎 一 委 員 渡 辺 島 委 員 委 員 木 畑 広 宣 西 田 三原 利 委 員 浜 恒博 委 員 朝

4 欠席委員(1人)

委 員 松 岡 裕一郎

5 出席説明員

都市戦略局長 周二 計画部長 孝 昌 上 村 南 都市計画課長 中 原 裕 都市交通政策課長 進 藤 健 治 康 都市再生推進部長 都市再生推進担当部長 野 勝 也 德 克 志 小 政 都市再生企画課長 緑 政 課 長 野 朗 髙 尾 精一 正 睦 交 通 局 長 基 交通局次長 端 隆一 白 石 河 総務経営課長 肥 塚 秀 夫 営業推進課長 原 田 吉 弘 外 関係職員

6 事務局職員

委員係長 伊藤大志 書 記 岩瀬美咲

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会議結果
1	陳情第189号 日本化薬折尾工場跡地の用途変	継続審査とすることを決定した。
	更申請並びに開発許可手続についての陳情 区域区分の見直しにかかる都市計画案の作成	
2	について	都市戦略局から別添資料のとおり
	第三セクターの経営情報について(北九州高速	都用報噌用がり別称員科のとおり
3	鉄道株式会社、北九州紫川開発株式会社、ハー	
	トランド平尾台株式会社)	
4	交通政策について	交通局から別添資料のとおり説明
		を受けた。

8 会議の経過

(陳情第189号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長(泉日出夫君) それでは、開会します。

本日は、陳情の審査を行い、都市戦略局から2件報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第189号、日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続についての陳情を議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長 陳情第189号に対する本市の考えを御説明いたします。

北九州市におきましては、活力のある町を持続的に育んでいくため、災害に強く効率的なま ちづくりを進めておりまして、市街化区域の編入につきましては慎重に判断をしているという ところでございます。

日本化薬折尾工場跡地の開発におかれましては、初めに、この開発事業を実現するためには、都市計画法に基づきまして、市街化区域への編入などの都市計画変更と開発許可が必要になります。様々な要件がある中で、今回のポイントとしましては、都市計画変更と開発許可の手続の流れ、土砂災害警戒区域の取扱いを御認識いただくことが特に重要であるため、お配りしています資料、北九州市区域区分見直しの基本方針、それから、開発行為の手引を基に御説明いたします。

まず、今回のように都市計画の変更を伴う開発事業では、開発許可に先行して都市計画の変 更が必要になりますが、これには、確実に開発が行われるということを確認しなければなりま せん。都市計画変更の手続の流れを言えば、配付資料1ページにございます北九州市区域区分 見直しの基本方針の中段にございます、開発事業者等から出された具体的な開発計画の確認と いう欄の(1)番、事業の確実性の部分に当たります。

具体的には、次の配付資料2ページ、開発行為の手引の中にございます、技術的な審査等を行う事前協議や公共施設管理者との協議を行うこととなるため、都市計画変更と開発許可の協議は並行して進める必要がございます。この開発事業の確実性を確認する理由といたしましては、都市計画を変更するということは、土地の規制が変わりまして、従来建てられなかったものが建てられるようになるなど、その土地だけでなく、周辺の環境にも影響を与えるからでございます。例えば予定していました住宅ではなく、違う建物が建ってしまい、渋滞や騒音の問題が起きてしまうといったことが考えられます。そのため、都市計画を変更する目的を明確にし、その目的と異なる開発が進まないよう、開発事業の確実性を確認することとしております。

なお、これは北九州市独自の運用ではなく、国が示します都市計画運用指針、それから、県が示します区域区分の変更に係る基本的事項にも明記をされております。県の基本的事項では 具体の定義を、開発許可の手続が行われ、関係機関との調整が整い、市街化区域編入に際して、 許可を受け、工事が着手できることとしております。

次に、土砂災害警戒区域の取扱いについてでございます。

北九州市では、土砂災害のおそれがあるエリアは市街化区域に編入しないこととしているため、配付資料1ページ、中段のあたりにあります②番、土砂災害防止法との整合として、土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域に該当しない開発計画であるかを確認することとしていますが、この確認にも開発許可の協議が必要となります。開発許可の協議で、のり面や擁壁の構造など技術的な審査等を受けることで確実性のある開発計画とし、その計画を持って土砂災害警戒区域の確認をすることとしております。

これまで御説明いたしました内容につきましては、様々な土地利用の相談に対しまして、基本的な確認事項として、指導、助言をしているところであるため、陳情にありますその他事項も含め、本件につきましては適切に対応しているものと考えておりまして、今後とも土地利用の相談に真摯に対応してまいりたいと思っております。

以上で陳情第189号に対する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○委員長(泉日出夫君) ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質問、意見はありませんか。西田委員。
- **○委員(西田一君)** 陳情者と行政の答弁が大きくかい離することは時々あるんですが、非常にかい離しているなと思っているんですが、複雑な案件でもありますんでいろいろお聞きしたいんですけど。まず、すいません、市街化調整区域ということに関しては、私の地元にもだあっと広がっていますんで、いわゆる岩盤規制であるということは認識しているんですが、まず、都市計画審議会を必要としない合同会議っていうのは、どういった類いの会議なのかっていうのを具体的にお聞きしたい。

次、県への地目用途変更申請というのも具体的にお聞きしたい。

あと、指定された必要書類、1ページ目の中段に指定された必要書類は全て提出し、あとは 用途変更だけとなっていたのだが保留されてしまったと。このことについての具体的な説明。

次、開発申請業務打合せ議事録。この議事録は、福岡県との議事録ということなんですが、 これがあるのであれば、御教示いただきたい。

県が5項目を知らなかった。ここに5項目書いていますね。市から説明を受けた県との協議 内容の5項目、これを県が知らなかったとありますが、事実なのかどうか、説明を求めます。

次、県が問題とするであろうということで議事録を作ったとありますが、県が問題とするであろうということで、市民に対して書類を見せるっていうのは、これ議事録にはもちろん当てはまらないわけで、ただ、確かにこの添付資料には開発申請業務打合せ議事録となっておりますが、真偽の程をお聞かせください。

先ほど中原課長の説明にもありましたが、用途も決まっていないのに開発計画を提出するケース、これも今まで見たことがないということはないんですが、具体的にこういったケースがあるのかっていうのを改めてお聞きしたい。

最後、そもそも浅川地区の開発っていうのは、これはいつ決定されたのかっていうのをお聞きします。

第1質問は以上です。

- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 全部で7点、御質問いただきました。順次、お答えします。

最初に、陳情にあります都市計画審議会を要しない合同会議とありますけれども、これは私どもも、認識をしておりません。今回の開発事業に関しましては、陳情では用途変更、地目変更とかという言葉が出ておりますけど、具体的にこの住宅開発を実現しようとすると、都市計画手続として、まず、区域区分の変更が必要になります。要は調整区域から市街化区域への編入、この区域区分の変更。それから、住宅開発に伴う用途地域の設定が必要となります。それからあとは、地区計画が必要になってきます。その後に開発許可、協議、こういったものが一連の作業として必要となってきます。都市計画法におきましては、こういった区域区分とか用途地域の設定をするに当たっては、当然、都市計画審議会というものが必要となってきます。これは法律で決まっております。我々もそういった形で陳情者にはお伝えをしてきたので、こういった合同会議が開かれたというのは認識がございません。

それから、2点目。県への地目変更だと思うんですけども、これも地目変更という定義が私 どもよく分からないんですけども、今言ったような区域区分の変更、用途地域の設定、こうい ったものが必要となるというところでございます。

それから、指示された、必要とした書類を提出したということで、今、我々としては住宅開発の平面図とかいただいておりますけれども、書類が不足していると言ったわけではございま

せん。先ほど答弁でも申しましたとおり、事業の確実性をしっかりと確認をしていく必要がご ざいます。そういったために、開発協議を同時にやっていこうということでお伝えをしている というところでございます。

それから、議事録の件でございます。市が偽造したんではないかというところでございますけども、そういった事実はございません。私も、この議事録の様式はいただいているんですけれども、この議事録を見ると、5項目確かに書かれております。そもそも様式が、市のこういった我々が作る様式と違うというところもありますし、これを見ると、協議先出席者のところに市の担当が書かれているんですね。県の担当もそうなんですけれども。ですので、こういったところも市で書いたとは思えないというところもあります。

それから、5項目、県の担当者が知らなかったというところでございます。県の担当がどういう真意で、もし言われたのなら分からないですけど、これ5項目を見ると、一番最初からいきますと、土砂災害警戒区域の調査は航空測量を行ってから行うとあります。この見解は、当時県が言っております。県です。それから、2番目の市街化区域に編入するにはイエロー区域が含まれていると難しい。これは我々北九州市が言ったことでございます。それから、3番目のイエロー区域は開発区域から外す必要がある。これも北九州市の見解でございます。4番目のイエローゾーンに指定されない方法は、地形を30度以下に成型する必要がある。これは県の見解でございます。それから、5番目、昨年度、線引きの見直しが終わったので、次の見直しは5年後になる。これは北九州市の見解でございます。ですので、この5項目で、県と市の発言が入り交じっているという状況で、この5項目を全部県の担当者が言ったものではないという意味合いで県の方がもし言ったんなら、そういった意味合いじゃないかなと考えております。それから、6番目の、これは当時の担当が県が問題であろうとすると議事録を見せたというか、その真意というところですが、こういった言動は当時の担当も行っていないと思っております。

すいません、私も、ここの協議に入っていませんので、一言一句、詳細については確認して おりませんけれども、随時、当時担当者から私にも報告が上がっておりますので、こういった 事実はないものと考えております。

それから、用途地域も指定していないのに開発協議をやるのかというところなんですけども、これも、今回この開発計画が出されておりますけども、当然提案という形になります。ですので、開発協議に進むに当たっては、具体的な開発協議、今平面図を出していただいていますけども、これを基にやっていきます。その中で、いろんな協議をやっていきます。今、ハザードがあるかないかの確認もやっていますし、当然この開発計画を進めるに当たっては、どういった用途地域がいいかという、当然同時並行で進めていく中で開発協議も進めていきますので、何ら問題はないと思っております。

それから最後の、浅川のこの開発の時期という最後の質問は、すいません、よく聞き取れな

かったんですけども。すいません。

- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **〇委員(西田一君)** この当該地域、日本化薬が所有しているという土地は、そもそも市の内部で、じゃやりましょうというふうには決定されているんですかね。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 すいません、決定ではないんです。通常もよく相談があるんですけども、この開発計画について、都市計画の手続に向けて協議を進めていきましょうというところでございます。当時、私はいなかったのですけども、確認はしたんですけども、当時の局長、部長も最初この話を賜ったときに、開発協議、都市計画の手続に向けて協議をやっていきましょうということで聞いております。これは、通常、ほかの案件でもよくあります。いろんな相談がございます。ですので、同じような協議をやっています。必要書類、満たない場合は当然お断りはしていますし、それに見合うような、きちんとした協議をやっていきましょうということで、通常業務の中でもいろいろやっていますので、今回の案件についても同様の対応をしていると考えております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- ○委員(西田一君)御説明いただきました。そういう市の答弁だなと、ふだん聞くような答弁だなと思うんですが、随時、業者にそういった説明をしてきたんであれば、恐らくここまでの陳情にはなっていないんだろうなと思うんですが。あまりにもかい離しているもんで、私もどこから聞いていいのか、今の答弁に対して、次の質問がなかなか具体的にできないんだけど。例えばこの議事録、確かに開発申請業務打合せ議事録を、亀屋庭園が多分渡されたんでしょうね。当時の松尾係長から、これ、県との打合せ議事録ですということで渡されたんでしょうが、違うんですね。そういう事実はなかったっていうことでいいんですね。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 当時の係長から、この議事録を渡したという事実はございません。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 西田委員。
- **○委員(西田一君)**渡されたっていうことで今日来られているんですよね。ということは、も う百条委員会とかのレベルになっちゃうんですよね。これだけ事実の説明がかい離しているっ ていうのは、非常に厳しいなと思います。県が5項目を知らなかったといえども、少なくとも 今御説明のように、1番と4番に関しては、これ県の所管であるということですが、県はそう いった説明をしていないと。これ、市から県に確認はしたんですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 今回の陳情に関しまして、県には確認はしております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。

- **○委員(西田一君)** 県のお答えはどういった答えだったんですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 今、答弁申したとおりでございます。以上でございます。
- 〇委員長(泉日出夫君) 西田委員。
- **〇委員(西田一君)**分かりました。だから、この議事録に関しては、県が問題にするであろうということで作ったという説明、これ、当時の松尾係長に確認したんですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **〇都市計画課長** はい。確認をしておりますし、市で作った議事録っていうのは、これではなくて、別でございます。きちんと別の様式で、当時のこの県に行った議事録っていうものはあります。ですので、先ほど御答弁したように、この議事録については市が作成したものではございません。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)** すごいですね。その議事録っていうのは開示できるんですか。行政事務照会で開示できますか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** はい、開示できます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)**じゃ、それ市議会事務局からお願いしときます。

すいません。あまりにも答弁と陳情者のおっしゃっていることがかい離しているんで、質問 を続けられないんで、一旦やめます。ほかの方がいらっしゃったら。

- **〇委員長(泉日出夫君)**ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** 西田委員がおっしゃるとおり、離れ過ぎていて、確かに何も言えないっちゅうところはあるんやけども、この合同会議そのものは開かれていないということでよろしいんでしょうか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 はい。先ほど御答弁申しましたとおり、合同会議っていうのがよく定義が分からないんですけども、そもそも都市計画審議会を有しないというのが、先ほど答弁したとおり、ございません。都市計画法で定められておりますので。都市計画審議会をしないっていうのは、市から一切そういった説明はしておりません。合同会議っていうのがよく分からないんですけども、先ほど答弁したように、通常、都市計画審議会とか、都市計画手続の話を進めるときには、当然こういった説明がありますので、協議を進めていこうというところで賜ったと認識しております。その後、陳情にもありますように、担当係長を中心として協議をしてきているという状況でございます。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。

- **〇委員(山内涼成君)** そうすると、福岡県への地目用途変更の申請をするということは決定されていないわけですね。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **〇都市計画課長** はい、決定ではございません。あくまでそれに向けて協議を進めていこうというところでございます。そういった中で、先ほども御答弁したように、事業の確実性、こういったものを確認していくので、開発協議も同時に進めていこうという御提案をしているというところでございます。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** その時点で事業の確実性、それから、それを宅地としてやるよというような計画等は出されていなかったんですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 今までやってきた中で、先ほど言った平面図等はいただいておりますので、そういった内容は聞いています。ですので、先ほども御答弁させていただいた資料が不足しているとか、そういったわけではなくて、この資料を基に事業の確実性を確認していきたいので、しっかりとそのために開発協議も同時並行でやっていきましょうということを申しております。ですので、先ほど、議事録っていうことで県の協議なんですけども、これは都市計画課だけではなくて、開発指導課の担当も一緒に県に最初行っております。そういったことで進めていこうということで、当初はやってきております。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** じゃ、この協議を始めましょうということでの合意はあったということですよね。そうすると、それから4年経過しているということの説明はどうなるんでしょうか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 今申しましたとおり、そこのところがずっと協議が停滞をしているという状況でございます。ですので、陳情にもあるように、その中で、まずはハザードの確認ということで、最初に市の仲介をした県の砂防課に照会をして、そういったハザードの確認というものを最初にやったというところでございます。その後につきましては、私も昨年度、陳情者の方と直接お会いをして、何度かお話をしたんですけども、こういった都市計画の手続、事業の確実性、開発協議と同時並行でやっていきましょうということを何度か、同じ協議を申してきたというところで、期間としてそのぐらいの年月がたっているという状況でございます。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** そこら辺の合同会議だとか、その決定事項であるだとか、そこら辺の協議の違いが出ているわけですよね。そこら辺の整理をきちんとできていなかったんですよね。 認識の違いよね。認識の違いを協議の中で整理できていなかったっちゅうことでしょう。それ

がそのまま4年経過したっちゅうのは、これは市の指導力不足と言われてもしょうがないんやないかなと思うんですけど、どうなんですか。

- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **○都市計画課長** 4年の歳月をずっと待っていたわけじゃなくて、随時、この4年の間に何度 か協議をしてきております。先ほど言ったように、担当係長をはじめ、私も昨年度、何度か会 って協議をしてきております。断続的にですね。4年間ずっと市から何もしていないわけじゃ なくて、会ってお話をしています。理解を求めています。開発協議が必要なんですっていうこ とを申し上げております。指導力不足とか、そういう認識は全くございません。以上でござい ます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** 市の内部で協議をすることと、陳情者側と協議をすること、その頻度ってどんなもんですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 頻度といいますか、これはあくまで、先ほど言ったように提案になります。 宅地開発をしたいという提案になりますので、それに向けての必要な協議ということで、我々、 先ほどから申しておりますので、やっぱり体制が整わないとなかなか先に進めませんので、 我々、そういった体制が整えばいつでもやっていくといった形でやっていますので、頻度が多いとか少ないとかじゃなくて、必要な体制があれば、今後もきちんとその都市計画の手続をやっていきたいと思っております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)**何で頻度を聞くかっちゅうたら、伝わっていないんでしょう。だけ、こういう陳情になるんやないんですか。市の考え方が伝わっていないんじゃないんですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 回数でいくと、もうかなり、28回、協議をやってきているんですね。ですので、我々は、御理解いただくために、こういった説明を繰り返してきております。そこが理解をしていただけないのが非常に心苦しいところもあるんですけど、これは先ほども申しましたように、都市計画の変更って非常に重要です。この当該地だけでなく、その周辺、今これ浅川台の住宅地が建っているところです。ですので、そういった周辺への説明とか影響、こういったものを加味すると、事業の確実性ってのは、これはマストだと思っていますんで。先ほど答弁したように、これは国の方針、県の方針にもきちんと具体的に書かれております。それをお伝えしておりますので、何としてもこれは御理解をいただいて、先に進めていきたいと思っております。以上でございます。
- 〇委員長(泉日出夫君)山内委員。
- ○委員(山内涼成君) そしたら、市の方向性としては、あの浅川地域をどういう位置づけで今

考えてらっしゃいますか。宅地造成するということについては、どういう方向性でしょうか。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 市のまちづくりとしましては、この委員会でも報告しましたけども、人口減少が進んでいく中で基本的にはコンパクトシティーを目指していくというところで、無秩序な開発、要はこういった住宅開発で市街化区域を広げていくっていうのは、基本的には慎重に考えていかなければならないと思っております。ですので、今回のこの住宅開発による市街化区域の拡大ということになれば、そういったところは慎重に、資料にもつけていますけれども、基本方針を見直す場合の方針、関係法令、それと市の上位計画との整合、こういったものを慎重に照合しながらやっていく必要があると思っていますので、しっかりやっていきたいと思います。ただ、ここの当該地につきましては、基本方針にも載せていますけども、バスの幹線路線が目の前にございます。そういった意味合いで、仮に市街化区域に編入されれば、居住誘導区域になり得るエリアだと思っています。隣接する浅川台の住宅街も、今、居住誘導区域にも設定をされておりますので、そういった意味では、住宅開発は慎重に考えていかなきゃならないという基本的な考え方は変わっておりませんけども、前に進めていける計画かなと私は思っております。そういった意味で、陳情者にもお伝えはしております。だから、そういった体制が整えば、しっかりと協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** 非常に便利のいい土地で、私もそう思います。例えばイエローゾーンであるとか、これを省いた上での申請というのは可能ですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 現在ここを調整区域、しかも、日本化薬の土地っていうことで住宅街はないんですね。ですので、県が指定するんですけども、このレッドゾーン、イエローゾーンっていうのは、今現在、指定はされておりません。ですので、今回この開発によって住宅が出来れば、当然県が、先ほど言ったように航空測量とかを定期的に行いながら、レッドゾーン、イエローゾーンになるのかという定期的な調査をやります。住宅開発を行ってそうならないように我々としてはやっていきたいということで、先ほども答弁したように開発許可、協議の中で、そういった技術的な審査、指導もやっていきます。県の担当者が申しましたとおり、30度以下であったり、5メートル以下、こういった基準もあります。そういったものも開発協議の中でしっかりと議論していきます。場合によっては、今提出されている平面図、開発中の計画が変わってくることもございます。そういった意味で、我々は事業を確実にしたいところでございますので、県にもそういった形で協議をしているところでございます。以上でございます。
- 〇委員長(泉日出夫君)山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)** いずれにしても、これはしっかりと話合いを進めていくしかないんです よね。目的としては、やはり宅地造成、これが目的としてあるわけで、そして、市もそういう

考えでおられるということであれば、そこら辺をきちんと話合いをしていくことが大事だと思 うんですね。4年間の蓄積された、県との協議とか蓄積されたものってあるんですかね、何か。 県の評価なり何なり。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- ○都市計画課長 県との協議につきましては、先ほど言ったようなハザードが現状であるか、それと、今の計画されている図面でどうかというところの協議はやっておりますので、そういった意味での蓄積はあります。ですので、そういったのを基に、また再開するとするのであれば、先ほど言ったように開発協議に進んでいただいて、そういった中でハザードが住宅開発した後に、本当にレッド、イエローにならないかというところの技術的な指導とか協議を進めていければなと思っております。そのほかにも、いろんな調整事項がたくさんあります。地元説明とか、お配りしている資料にもあるんですけど、開発協議、どういったものが必要かとか、それと、都市計画変更するにはどういった調整が必要かって多岐にわたりますので、そういったものをクリアして初めて都市計画審議会に諮るという段取りになりますので、非常に多岐にわたりますので、そういった体制を整えられれば協議をやっていきたいと思っております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- **〇委員(山内涼成君)**これまでの蓄積も含めて、再度協議を進めていただきたいと思います。 終わります。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- ○委員(西田一君)居住誘導を施策としてじわりと進めている中で、じゃあ、代替地はどうすんのという議論は、従前から議会でもあったかと思うんですが、先ほど中原課長の説明にもあったように、代替地としては適当なんじゃないかということでありまして、ただ、市街化調整区域にできるだけ住まないでねっていうことじゃなくって、であれば、代わりにこういうことをやっているよっていうのも、施策としては大切だと思います。今、中原課長そのことをおっしゃったと思うんですが。今の説明の中で、この1、2、3、4、5ですね。先ほど中原課長の説明では、まだレッドゾーン、イエローゾーンが具体的に当該地で指定されていないということだったんで、それを今から行うということでよろしいんですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 最終的にこのレッド、イエローの判断は県になります。県になるんですけども、先ほど申しましたとおり、開発協議の技術的な指導の中で、のり面の形状であったり、具体的な角度とか高さとか、そういった設定がありますので、協議を進めて、開発協議が調った段階で、また最終的な判断者である県に協議を再度確認していく作業になろうかと思います。
- 〇委員長(泉日出夫君) 西田委員。
- **○委員(西田一君)** 例えばここは住宅地として開発していいですよということになれば、極端

な話、すいません、僕、素人なんで、土地の形状も、山を取っ払って全て平地にするとかとい うことにもできるとは思うんですが、極端な話ですけど。その順番はあり得ないんですね。

- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 着手する、造成するっていうときは都市計画決定も行って、開発協議の許可も下りた段階で初めて、現地に着手できるという状況でございます。今言われているのは、多分その現地の測量とかそういった意味なのかなと。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)**要するにレッドゾーンの可能性があるところとか、イエローゾーンの可能性があるところ、山があって起伏があってということなんでしょうが。いや、もうここは宅地として開発していいですよと言われれば、力のある業者であれば、山を取っ払って、全部平地にしてということもできるのかもしれないんですが、そういう順番はあり得ないということでいいんですね。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 全部取っ払って平地にというところなんですけども、仮に平地にする場合についても、都市計画手続であったり開発許可の協議という手続は必要になってきますので、そういった手続を踏まえた上での現地の造成作業になろうかと思います。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)**すいませんが、具体的にどういった開発をしたいのかっていうところまで 私、今把握していないんですが、さっき山内委員の質問にもありましたが、レッドゾーン、イ エローゾーンがあるのであれば、レッドゾーン、イエローゾーンを残して、該当しないところ を開発するということもできるんでしょうし、さっき僕が申し上げたように、もう全部取っ払 うということ、荒技もできるんでしょうが、そういった協議は詰めてきているんですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 レッドゾーン、イエローゾーンを残しての開発っていうところでございますけれども、今回の住宅開発につきましては、日本化薬所有の土地を全て使っての開発だと認識しておりますけども、その中でレッド、イエローを残しての開発、要は市街化区域に編入をしないでという形になろうかと思いますけど、理論的には可能だと思います。さっき言ったように、今現在、レッド、イエローとは指定されていないんですね、住宅街とかがないので。ですので、開発がなされた後で、レッド、イエローっていうのを県が見て判断をしますので、理論的にはできるんですけど、そういったレッド、イエローを残してっていうのが、まだ指定もされていない、判断もされていない中で難しいなと思っていますし、住宅開発をやるときに、一部を残してっていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思っています。住宅開発ってなかなか、何戸建てとかというのは、開発するには採算性とかも含めて検討されると思いますので、そういった意味で今回は恐らく日本化薬の土地全面を使って開発計画をなされていると思いま

すので、先ほど御答弁させていただいたとおりに、全部取っ払って平地にするにしろ、段切りにするにしろ、きちんとそういった技術的な審査、協議を経て、問題ないという形で、確実性を持ってもらって協議を進めていきたいと思っております。以上でございます。

- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)** 28回協議されてきているということで、当然その辺の具体的なところに関しては、結構それなりに詰めた協議してきたんじゃないかなと思うんですが、そうではないということですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **〇都市計画課長** ハザードを中心に、先ほど申しましたように県との協議であったりを、ずっと進めてきているんですけども、陳情にもありますように、開発協議に進むっていうところで、そこの理解がなかなかいただいていないというところで、時間と年月が経過しているっていうのが事実かなと思っております。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- ○委員(西田一君)だから、私、一生懸命、今理解しようと思っているんですけど、例えば2番、1、2、3、4、5のうちの2番、市街化区域に編入するにはイエロー区域が含まれていると難しい。でも、イエロー区域かどうかってまだ分かんないわけですよね。だから、一休さんに出てくるお話で、将軍様が、このびょうぶの虎を縛ってみろ、一休と。一休さんは頭いいから、じゃあ、将軍様、びょうぶの虎を出してくださいよと。そういった問答をやっているようなんですよね。僕もよく理解できないんですよ。それは話進まないわなと思うんですが。とにかく、できるできない、日本化薬の土地を宅地として開発する。できるできないというと、できるんですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 都市計画変更の手続、開発許可の手続、こういったものを経て、開発協議の 許可が出れば着手はできると思っています。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- ○委員(西田一君)とにかく、せっかくいい土地があるんであれば、居住誘導区域の話もある し、区域区分の話もありますんで、代替案というか、そういったものは必要じゃないかなと思 うんですが。それで、添付資料、陳情書には出てきていないんだけど、東京事務所が、日本化 薬にアクセスしてきたということは把握されていますか。産業経済局というか、東京事務所と の、何かそういったやり取りはしていますか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 この辺につきましては我々都市計画課の所管外になりますので、確認はしておりません。すいません。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。

○委員(西田一君) さっき中原課長の説明の中で、用途が決まっていない土地、用途というか 具体的な開発計画が決まっていないのに許可することはないという説明があったんですが、そ れは今の説明に関して例外はないですかね。

〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。

〇都市計画課長 用途が決まっていないっていうか、先ほど御答弁したんですけど、どういっ た用途地域にするのか、例えば第一種低層住居専用地域とか、そういった用途も同時に協議を していきます。その中で、先ほど言ったように開発図面、今平面図を出してもらっていますけ ど、それに基づいて用途地域も設定をしていく、同時並行で開発協議、お配りしていますけど も、2ページに開発行為の手引、フローっていうことで、事前協議というところで、具体的に は、これインフラの公共施設の管理者の協議も入ってきます。住宅開発であれば、例えば道路、 それから上下水道、こういったところも市に帰属するような施設、埋設物も出てきます。それ であったり、さっき言ったのり面とかの技術的な指導も全て事前協議に入ってきますので、そ ういった協議と並行して、都市計画上の用途地域も、住宅開発に合わせて決定をしていくんで すね。それを全部同時並行でやっていこうと。そうすることで事業の確実性を高めていく、場 合によっては図面が変わってくる可能性もあるんですね。ハザードに対応するために、レッド、 イエローにならないために、30度以下ののり面、5メートル以下ののり面、こういった設定を する。そういった協議が、ずっと細かな技術的指導がなされていきますので、そういったのを 同時並行でやっていきませんかという形で、我々、お伝えをしているという状況でございます。 ですので、用途地域が定まらないままに開発協議とかを進めるとかということではなくて、用 途地域も一緒に同時並行でやっていこうっていうことでお伝えをしているという状況でござい ます。以上でございます。

〇委員長(泉日出夫君)西田委員。

〇委員(西田一君) すいません、僕、不勉強で。今回、半導体のASEが土地を取得するということが発表されましたが、当該土地は北九州市の土地なんですが、これも、用途って、そういう工場は入っていたんですかね、もともと。

〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。

〇都市計画課長 ASEのところは学研2期のところだと思いますけど、用途的にはあそこは 準工業地域になっております。ですので、工場の立地は可能となっております。以上でござい ます。

〇委員長 (泉日出夫君) 西田委員。

○委員(西田一君) こっちは八幡西区浅川なんですが、ごめんなさい、僕の頭じゃあ、陳情内容と答弁の整合性がまだ全然つかないんですよね。少なくとも1点、事業者に出された開発申請業務打合せ議事録、これは、こんなものはないと。ここが一番、少なくとも全く食い違っているところなんですよね。委員長、すみません、まずは委員会で当時の松尾係長、今どちらに

いらっしゃるんですかね。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 都市整備局に異動となっております。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)** 少なくとも百条委員会の前に、松尾係長にはぜひ委員会に参考人としてお招きして、だって、こんなもん出していないと市がおっしゃっているんで、ここは確認すべきだと思います。以上です。
- ○委員長(泉日出夫君)今の意見については正副委員長で対応したいと思います。

ほかに意見はありませんか。

私からも1点、よろしいですか。

(委員長と副委員長が交代)

- **〇副委員長(山内涼成君)**泉委員。
- ○委員(泉日出夫君) 今のこのやり取りを聞かせていただきまして、市としては、誠意、協議をこれまで続けてきたというようなことだったんだろうと思いますが、この陳情内容からすると、この計画を市が潰す意図があって、いろんなことを言われているようにしか受け止められないんですが、そもそもこの計画を市としてはどのように思っているのかということを1点お聞きしたいのと、先ほど西田委員からもありましたけども、口頭陳情の中で東京事務所が、企業用地としてどうかということを日本化薬に直接話に行っているというようなことがありました。このことについても事実関係をしっかり確認をしていただきたいと思うので、そこのところは、改めて、そのような事実があったのかどうなったのかっていうのは、報告いただきたいと思いますが。まず、この計画について、市は今どのように考えられているのかをお聞きしたいと思います。
- **〇副委員長(山内涼成君)**都市計画課長。
- ○都市計画課長 市としての考えでございます。先ほど申しましたけれども、コンパクトシティーを全体的には目指しておりますので、無秩序な市街化区域の拡大というのは慎重に考えていかないといけないのが基本的な考え方だと思っています。ですけども、先ほど資料にもお配りしています、市街化編入する場合のフローっていう考え方のフローがございます。関係する市の上位計画との整合性、関係法令との整合性、こういったもの、それから、具体的な判断としましては、そういった公共交通の幹線軸の沿線にあるかどうか、こういったところも一つの考え方と思います。当該地につきましては、ここに面する道路には、バス路線、幹線となっておりますので、そういった居住誘導区域になり得るエリアかなと思っています。隣接する両隣、居住誘導区域に設定をされておりますので、そういった意味からも、住宅開発としては非常に利便性のいいところかなとは思っております。

ですけども、住宅開発で決定っていうわけではない、先ほど言ったように、そういった整理

が必要だと思っています。関係法令、上位計画の整理が必要ですし、そういったものを積み重ねながら、都市計画審議会、都市計画決定、それから開発協議を経て、やっていくものと思っています。最終的には、ここの住宅開発を進めていくかどうかっていう判断は、土地所有者の日本化薬だと思っております。日本化薬が最終的にどう考えるかというところだと思っています。

それからあと、申し添えますけども、市が意図的に妨害をしているんじゃないかってことは一切ございません。市としては、そういった体制が整えば、しっかりと真摯に対応してまいりたいと思っております。

それから、2点目の東京事務所のアポイントのところ、企業誘致の関係。これは私からも確認はしたいと思っておりますけども、所管外になりますので責任を持った答弁ができませんので、この場では差し控えさせていただきたいと思っています。以上でございます。

- **〇副委員長(山内涼成君)**泉委員。
- ○委員(泉日出夫君) 今答弁いただいたように、住宅用地としては公共交通の軸もあると、幹線軸もあるということ。それと、あとは日本化薬がどうしたいかっていうのが大事なんだって今お話をされました。そもそもの話っていうのは、日本化薬が亀屋庭園に住宅用地として開発したいんだというような話から進んだと、この陳情の内容で出ております。そのことも多分、しっかり受け止めてられるんじゃないかなと思いますけど。そういうことも踏まえて、今後、前向きに協議をしていこうと、これまでも何度も協議を重ねてきたけども、少しお互いの意思疎通が十分ではなかったとすればですけども、今後も前向きに協議を重ねていきたいと思われる計画なのかどうかをお聞きします。
- 〇副委員長(山内涼成君)都市計画課長。
- ○都市計画課長 今、私が申しました日本化薬がどう考えるかということで、これは、陳情者の方と日本化薬の担当の方、昨年、私も直接お会いをしました。今回のこの住宅開発の件、それから同じように今議論されている、今後、開発協議を同時並行でやっていく必要がありますということは私からも日本化薬にしっかりお伝えをしました。昨年の7月ですけれども。それから半年ぐらい、ずっと連絡がなかったので、私としても待ちの状態が続いていたんですけども、今回の陳情に至っているという状況でございます。ですので、今後も、先ほどから御答弁させていただいているとおり、次のステップ、開発協議に行く段階、こういったものに応じていただくようであれば、私どもは真摯に対応していきたいという姿勢は変わりません。よろしくお願いいたします。
- 〇副委員長(山内涼成君)泉委員。
- ○委員(泉日出夫君) その思いを聞かせていただいたので、この陳情者も今後相談を続けられると思いますので、真摯にその相談に乗っていただくよう、私からも強く要望したいと思います。以上です。

〇副委員長(山内涼成君)委員長と代わります。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長(泉日出夫君) ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、都市戦略局から、区域区分の見直しに係る都市計画案の作成について、及び第三セクターの経営状況についての以上2件について報告を受けます。都市計画課長。

〇都市計画課長 区域区分の見直しに係る都市計画案の作成について御報告をいたします。

まず、本日、お手元のタブレット端末には、報告概要1枚と、別紙としまして都市計画案縦 覧時における意見書の要旨と市の見解が1枚、それから都市計画変更の対象箇所をお示しする 図面として、全体区割り図及び詳細図、これに加えまして、都市計画縦覧の縦覧図書一式をお 配りしております。

それでは、1ページの報告概要を御覧ください。報告概要でございます。

市街化区域から市街化調整区域への見直しにつきましては、これまで見直し区域の変更に合わせて、建設建築委員会での報告及び関係者の皆様への周知を重ねてまいりました。本取組につきましては、令和5年9月に都市計画原案の縦覧を行い、公聴会でいただいた意見を踏まえ、令和6年3月に都市計画案を公表しました。その後、令和6年4月に都市計画案の縦覧の際にいただいた意見書の内容を踏まえました見直し区域を修正し、再度、都市計画案を作成したところから、当委員会へ報告を行うものでございます。

初めに、4月に行った都市計画案縦覧時にいただいた意見の要旨について御説明をします。 別紙、令和6年4月の都市計画案縦覧時に提出された意見書の要旨と市の見解を御覧ください。

まず、都市計画案縦覧の概況でございますけれども、令和6年4月1日から15日までの2週間、都市計画課及びコミュニティ支援課の窓口、またホームページにて縦覧を行い、32件の意見書をいただきました。意見書は、見直し区域と取組全般についていただいておりまして、このうち、見直し区域につきましては、市街化区域を維持したいという意見を23件いただきました。この意見を踏まえ、見直し区域を修正し、後ほど御説明いたします都市計画案を作成しております。

このほか、都市計画案に反映はしておりませんけれども、市に役立つ形で取り扱ってもらえればよいといった都市計画案に賛同する意見、それから、所有する土地と建物が含まれているため、都市計画案に対して反対するといった意見もいただきました。

また、取組全般への意見としましては、条件を明確化した上で対象地域の選定を行う必要がある。また、資産価値低下に向けた対応案の検討を願いたい。それから、手続が違法に行われており、重大なかしがあるため、都市計画案を撤回されるべきといった意見をいただきました。なお、意見書の要旨につきましては、都市計画審議会に提出することが都市計画法にて規定をされていることから、本報告と同様に、今年の11月に開催予定の都市計画審議会にて報告す

次に、いただいた意見の内容を踏まえまして、見直し区域を修正し、再度作成をしました都 市計画案の状況についてでございます。

配付資料1枚目にお戻りください。3番の都市計画案の状況でございます。

4月に縦覧をしました都市計画案と比べまして、市街化調整区域への見直し区域の面積は約1 0へクタール減少しまして、約263へクタールとなっております。見直し対象区域の人口につき ましては約165人、建物棟数は約215棟となっております。

4番の今後の進め方でございます。

ることとしております。

本日の報告後は、再度、9月に都市計画案の縦覧と意見書の受付を行います。その後は、10月に当委員会へ縦覧結果について報告をした後、11月に都市計画審議会に付議、12月から行う、国土交通省、それから福岡県との法定協議を経まして、令和7年1月に都市計画決定の告示を行う予定でございます。

最後に、9月に行います都市計画案の縦覧についてでございます。

令和6年9月3日から17日にかけて、4月に行った縦覧と同様に、都市計画課及び各区役所のコミュニティ支援課において縦覧資料を設置いたします。また、市民センターにおきましても、周辺の土地の状況が分かる図面の配置と、意見書の受付を行うこととしております。

以上で区域区分の見直しに係る都市計画案の作成について報告を終わります。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市交通政策課長。
- **〇都市交通政策課長** 北九州高速鉄道株式会社の経営情報について御報告いたします。 資料の1ページを御覧ください。
 - 1、株式会社の現況に関する事項のうち、(1)事業の経過及びその成果でございます。

北九州モノレールの輸送人員は、コロナ禍においても中期経営計画の重点施策を着実に取り組んできたことに加え、社会・経済活動の正常化が進んだことが追い風となり、前期と比較して大きく増加しました。営業収益は、運輸収入及びコインロッカー使用料収入が増加したことに加え、前期に新設した広告媒体の小倉駅ビッグアドサイネージの売上増等により、前期を大きく上回りました。一方、営業費は、車両検査や電力ケーブル張り替え等の設備の維持修繕費の増加、及び各種イベントの実施に伴う広告宣伝費の増加等により、前期を上回りました。この結果、営業損益、経常損益とも利益を計上し、加えて本市から地域公共交通運行支援金などが交付されたことから、当期純損益は大幅な利益を計上することができました。

次に、中段のア、輸送人員でございます。

表の最上段、2023年度の輸送人員は1,201万人となり、前年よりも約73万人の増加となりました。1日当たりの輸送人員は3万3,092人で、前年より2,181人増、率で7.1%の増という結果になりました。

2ページを御覧ください。

ページ上部の損益計算対比表で御説明いたします。

運輸収入は20億3,736万円となり、前期に比べ1億2,218万円の増となりました。運輸雑収につきましては過去最高の4億8,428万円となり、前期と比べ、2,128万円の増となりました。営業収益は、表のうちAの欄ですが25億2,165万円となり、前期と比べ1億4,346万円の増となっております。営業費は、Bの欄ですが、維持修繕費や広告宣伝費の増加等により20億3,079万円となり、前期と比べ1億8,796万円の増となりました。その結果、営業損益は、Cの欄ですが4億9,086万円の利益となり、前期と比べ4,450万円減少しました。当期の経常損益は、表のGの欄ですが5億890万円の利益となり、前期と比べ4,359万円減少しました。当期純損益は、表の下から2行目でございますが6億4,012万円の利益となり、前期と比べ3,849万円減少となりました。

次に、(2)設備投資の状況でございます。

UPS、無停電電源装置の更新や、業務系基幹統合ネットワークの更新などを行いまして、 設備投資の総額は1億385万円でございます。

次に、(4)直前3事業年度の財産及び損益の状況でございます。

表の上から3行目、当期純損益でございますが、2023年度は3年連続の黒字化を達成しております。

- 3ページを御覧ください。
- (5) 当期の主な取組でございます。
- 1、収益確保、お客様サービスの向上として、デジタル乗車券の販売や、本市と連携した公共交通1日無料デーの実施、4年ぶりとなるモノレールまつりの開催など、収益を確保するだけではなく、お客様サービスの向上にも取り組んでまいりました。また、2、各教育機関との連携、3、各団体、企業との連携に記載しているように、高校や大学、企業などとの連携についても、昨年度に引き続き行いました。
 - 4ページを御覧ください。
 - (6)対処すべき課題でございます。

当期の輸送人員はコロナ前の利用状況にほぼ回復することができました。今後さらなる輸送人員の増加を実現するためには、引き続き利用動向などを分析しながら、ターゲットを絞るなど、戦略的な営業活動の展開が必要となっています。また、今後予定している設備更新には多くの資金が必要なことから、設備更新方法と併せ、その資金確保の方策について、外部有識者

の意見も踏まえながら検討を行うこととしております。加えて人材の確保につきましても、計画的な採用、人材育成、正社員定年後の継続雇用率アップなどにつながる方策を進めることとしております。今後もお客様の安全、正確、快適、利便性の向上を図るとともに、増収利用促進策、経費削減策に着実に取り組むこととしております。

最後になりますが、資料の5ページ以降に、従業員、役員の状況や株式の状況、貸借対照表、 損益計算書などを記載しております。御参考にしていただければと思います。

以上で北九州高速鉄道株式会社の経営情報の報告を終わります。

- **〇委員長(泉日出夫君)**都市再生企画課長。
- **〇都市再生企画課長** 北九州紫川開発株式会社の経営情報について報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

第25期、令和5年4月から令和6年3月までの事業報告です。

1、会社の現況に関する事項、(1)主な事業内容についてです。

北九州紫川開発株式会社は、リバーウォーク北九州の商業床や駐車場等を所有し、管理運営を行う会社です。

(2)事業の経過でございます。

令和5年3月でマスターリース契約が終了し、当期から、ショッピングセンター運営に優れた実績を有する株式会社プライムプレイスと、5年間のプロパティマネジメント業務委託契約を締結しました。そのほか、ビルメンテナンス業務、駐車場管理業務は、これまで実績のある株式会社サン・ライフ、アマノマネジメントサービス株式会社と契約し、新たな運営体制の下、リバーウォーク北九州の再生と、安定した経営基盤の構築に向けた取組を始めました。

(3) 当期の成果についてです。

商業床の運営につきましては、令和5年4月にリニューアル基本計画の策定に着手しました。コンセプトは、「Life Fit Store」の下、メインターゲットをファミリー、サブターゲットをシニア、キッズとしまして、子供関連の店づくりの強化により、子供連れファミリー世帯を、そして、食品、デイリーといった店づくりの強化によりまして、シニア世代の集客を図ります。リニューアルは4つのエリアに分けまして順次着手し、2028年、令和10年春の完成を目指しております。また、リバーウォーク北九州は、令和5年4月19日で開業20周年を迎えまして、年間を通してプロモーションを展開し、土日、祝祭日は、ミスティックコート等を活用した様々なイベントを実施してまいりました。

2ページを御覧ください。

テナントの入退店の状況についてです。

令和5年4月に、開業当初から西部ガスのショールームとして親しまれましたヒナタ、同年8月に、スーパースポーツゼビオが退店しました。一方、河合塾北九州現役館と日本 I B M 事務所、シャボン玉石けん事務所などオフィスの入居が決定しまして、現在それぞれ営業されて

おります。

駐車場の運営状況です。

お客様のサービス向上を図るため、料金体系の見直しや、駐車場案内表示照明のLED化などの環境整備を行いまして、駐車場利用増加に努めてまいりました。当期の利用台数は62万4,731台、前年比20.8%の増加となりました。駐車場利用台数の増加は、地下1階のスーパーマーケット、ロピアが令和5年10月末に開業したことが大きく寄与しております。

管理組合法人の業務についてです。

ビルメンテナンス事業者と緊密に連携し、施設の管理運営を行いました。特に設備管理体制の見直しや、清掃、警備の巡回回数等の仕様を見直すことによりまして、管理コストの削減に努めてまいりました。

3ページの表1を御覧ください。

当期の来館者数、店舗売上高についてです。

来館者数は565万人、前期比109.1%と増加した一方、店舗売上げは51億7,559万円、前期比8 9.8%、レジ客数は266万人、前期比99.5%と減少いたしました。

財産及び損益の状況です。表2を御覧ください。

賃料、駐車場収入などの売上高は25億7,711万円、経常利益7,050万円、当期の純利益は7,74 4万円の黒字となりました。

続きまして、4ページを御覧ください。

(4)対処すべき課題についてです。

リバーウォーク北九州は、小倉中心部にふさわしいシンボリックなにぎわいの拠点と、小倉城や小倉城庭園といった歴史的建造物、紫川や勝山公園の豊かな自然を生かした、くつろぎの拠点としての役割を今後も担っていくため、来館者数700万人を目標とするリニューアル計画を着実に推進してまいります。その中で、労務単価や資材高騰に伴う工事費への影響や、マイナス金利政策解除に伴う借入金利の上昇が懸念されまして、資金残高を勘案した適切な判断が求められます。また、当期はマスターリース契約の終了に伴いまして、経営環境の著しい悪化が見込まれたことから、管理コストの削減やリニューアルによる賃料収入等の増収を図りつつ、当面はリニューアル計画に見込む損益収支の推移に注視していきます。

(5)以降につきましては、後ほど御覧いただければ幸いでございます。

以上で北九州紫川開発株式会社の経営情報について、報告を終わります。

- 〇委員長(泉日出夫君)緑政課長。
- ○緑政課長 ハートランド平尾台株式会社の令和5年度の経営情報について報告します。

ハートランド平尾台株式会社は、平尾台の自然を生かした憩いの場を提供する目的で平成8年に設立された第三セクターです。平成18年度から、北九州市の平尾台自然の郷及び福岡県の平尾台自然観察センターの指定管理業務を行っています。

なお、これ以降、平尾台自然の郷はソラランド、平尾台自然観察センターはセンターと説明 させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

1、株式会社の現況に関する事項のうち、(1)事業の経過及び成果です。

令和5年度は、ソラランドの開園20周年記念事業として、フィールドアスレチック施設、平 尾台アスレをオープンのほか、新たな集客施設の整備に積極的な投資を行いました。また、平 尾台にとどまらず、北九州市の観光振興のために令和5年度から新たな事業として旅行業にも 取り組んでいます。

次に、下段の(ア)入園、入館者数です。

ソラランドの令和5年度入園者数は25万8,566人で、4年ぶりに20万人を超えた令和4年度を上回り、コロナ禍前の令和元年度との比較でも、6万9,291人増加しています。令和3年度以降整備してきたハイジブランコやパークゴルフ場、ドッグラン、RVパークに加え、平尾台アスレがオープンしたことで、令和4年度からの増加傾向が継続されたと考えております。

2ページを御覧ください。

センターは、令和5年9月よりリニューアルのため閉館しております。令和5年4月から8 月の入館者数は1万1,624人で、前年度4月から8月と同水準でした。

次に、中段、(イ) 売上高でございます。

令和5年度の売上高の合計は2億2,307万円で、令和4年度よりも642万円の増となり、コロナ禍前の令和元年度に比べても1,339万円の増となりました。

3ページを御覧ください。

中段、(2)主な実施事業です。

ここでは、ソラランドを中心とした主な事業活動を報告します。

前述した平尾台アスレを含む新たな施設整備、開園20周年記念イベントの実施、キャッシュレス決済の導入をはじめとした利用者サービスの向上等に取り組んだほか、令和4年度末に登録した旅行業をスタートし、受注型企画旅行を実施いたしました。また、SDGs学習プログラムや、西日本旅行ネットワークの会の活動等にも継続して力を入れております。

4ページを御覧ください。

(3) 設備投資などの状況でございます。

平尾台アスレの整備等を行い、総額は4,273万円です。

次に、中段、(4)今後の課題です。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 5 類に移行して 1 年となり、客足は順調に回復しており、今後も、国内はもとより、インバウンドの観光需要が増すことが見込まれています。このような中、観光客を呼び込むため結成した西日本旅行ネットワークの会や、旅行業の登録を生かした取組を開始しています。また、ソラランドについては、カルスト台地にあると

いう強みを生かした取組や、来園者のニーズに沿った、ランニングコストがかからない形での コンテンツの拡充、施設整備に引き続き取り組んでまいります。センターについては、現在、 福岡県が施設と展示物のリニューアルのための大規模改修を進めており、令和7年春オープン の予定です。

6ページを御覧ください。

最後に、中段、(8)営業成績及び財産の状況の推移です。

この表は、今期及び直前の3事業年度を記載しています。令和6年3月、第28期の欄を御覧ください。

売上高は2億2,307万円で、経常利益はマイナス727万円となりました。この経常利益から、さらに法人税などを控除した当期純利益は、マイナス743万円になっております。これにより、総資産合計は2億6,346万円となりました。新たな集客施設の整備に積極的な投資を行ったほか、原油価格の高騰による諸物価の上昇により、電気料金をはじめとした公共料金や燃料費、商品の仕入れ費などの経費が増加する等、厳しい状況が続いたこともあり、令和5年度は、残念ながら平成30年度以来5年ぶりの赤字となりました。しかし、集客数、売上高は令和4年度よりもさらに増加しており、今後も継続して増収増益を目指すと報告を受けております。この事業報告に関しましては、所要の監査を経た上で、令和6年6月27日に開催された株主総会において承認された旨の報告を受けております。

なお、参考といたしまして、貸借対照表、損益計算書、主なイベントとその参加者数の表などを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上でハートランド平尾台株式会社の経営情報についての報告を終わります。

- **○委員長(泉日出夫君)**ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。西田委員。
- ○委員(西田一君)まず、モノレールからなんですが、私、個人的にも必要不可欠な足でありまして、大雪のときとか、台風のときとか、何が何でも、少しでも開業するんだという強い意志を感じておりまして、非常に頼もしく思っております。ぜひ今後ともいろんな取組をして、客足をキープしていただきたいと思います。1つ、社外取締役の報酬の支給額、2名で120万円なので、お一人60万円だと思うんですが、これは局長も60万円もらっているということですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市交通政策課長。
- **〇都市交通政策課長** 支給人員として2名になっているんですけども、この期で人が替わっていますので、これ、2人になっていますけど、一人役として、社外の取締役の方が120万円になっているということでございます。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 西田委員。
- **〇委員(西田一君)** 局長ももらっているんだったら、奥さん知っているかなと思って興味本位で聞いてみました。すいません。冗談なんで、すいません。

モノレール、本当に頑張ってくれているなと思います。協力しますんで、ぜひよろしくお願いします。

それと、リバーウォークに関してなんですが、頑張ってらっしゃるんですけど、とはいえ、この間も行ってみたら空き店舗が目立つなと思っていますが、空き店舗に対する対応とか見通しとか、もし具体的にあればお聞かせいただきたいのと、それと、ハートランドに関して、コロナもありましたが、屋外ということで、それなりに集客を頑張れたのかなと思うんですが、この第28期、売上高が伸びているのに、経常利益、当期純利益ともに700数十万円のマイナスというのは、どういった原因があるのかお聞かせください。以上です。

- **〇委員長(泉日出夫君)**都市再生企画課長。
- **〇都市再生企画課長** リバーウォークの空き店舗対策について御説明いたします。

空き店舗率は、今年の3月時点で16.2%ということです。今、日本全体、コロナの影響を受 けて、商業をめぐる環境というのは非常に厳しくなっておりまして、リバーウォークも例外で はございません。その中で、新たなテナント誘致を、KMDが主体となって頑張っております。 今年の春からプライムプレイス社の協力を得ながら、新しいテナント誘致に励んでおるところ でもございます。先ほど御説明しましたリニューアル計画を4段階に分けまして、これから順 次行っていきます。これにつきましては、開業当初は広域集客のための非日常的な空間づくり に努めてまいりました。ですから、映画館にお越しいただくであるとか、買物に来るとか、そ れも大事なんですけども、日常生活で必要な買物、毎日来ていただけると、そういった環境づ くりも大事なんではないかということで考えておりまして、今後は、例えば子供、家族連れ、 それからシニア世帯を中心に、日頃からお越しいただけるような店舗内容、具体的な誘致の状 況はここではお伝えできないんですけども、業態としましては、例えば子供向けですと遊び場、 親子で遊べるようなところ、それから学習塾ですね。それから、日常的な利用であるならば食 品や雑貨類ですね。それから、コロナを経てペットブームというのがありますのでペットショ ップ、それから、老若男女においでいただくためには、本屋であるとかカフェ、こういうとこ ろが中心になってくると思っておりまして、しっかりリニューアルをかけまして、新たな魅力 ある店舗誘致に励んでまいりたいと思っております。以上でございます。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 緑政課長。
- ○緑政課長 ソラランド平尾台の28期の売上高等についての御質問にお答えいたします。

売上高が伸びた要因の一つといたしましては、令和4年度に比べて入園者数が増えたということが要因です。対前年比112%になっております。あと、営業利益がマイナスになっている理由でございますが、1つは、先ほども申しましたとおり、原油価格の高騰とか人件費等の高騰がございますが、それ以上に設備投資を行っていった。1つは平尾台アスレでありますとかRVパークというのを整備したことによって、経常利益上はマイナスが増えている。しかし、今も集客数が増えておりますので、今年度、売上げも上昇し、増収増益につながっていくと考え

ております。以上でございます。

- **〇委員長(泉日出夫君)**都市再生企画課長。
- ○都市再生企画課長 先ほど私の説明で、プライムプレイス社、今年の春からと申しましたけども、この会社、令和5年4月からでございます。令和5年4月から。この会社は、テナントリーシング等にたけておる会社でございまして、そこに業務委託をかけて、新たなリニューアル政策を今頑張っているところでございます。令和5年4月でございました。失礼します。
- **〇委員長(泉日出夫君)**緑政課長。
- ○緑政課長 すいません、1点、訂正でございます。会社名をソラランドと答弁いたしましたが、実際はハートランド平尾台株式会社でございました。申し訳ございませんでした。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **○委員(西田一君)** 老若男女という言葉をすごくきれいにおっしゃるんでびっくりしたんですけど。それで、すいません、今いろんなイベントとかで、小倉城の集客を本当に頑張っているなと思うんですが、小倉城の指定管理者とどういったコラボしているのか、もしあればお聞かせください。
- **〇委員長(泉日出夫君)**都市再生企画課長。
- **○都市再生企画課長** このあたりは非常に環境がいいところでございます。今インバウンドをはじめ、観光客の方がたくさん訪れるところです。私どもとしましては、ここ全体のエリアマネジメント、平たく言うと、この場所の魅力向上が重要であるとも考えておりまして、今既に小倉城の指定管理者、それから水環境館の指定管理者等々と、それからもちろんKMDも含めまして、魅力向上に向けた勉強会をしておりまして、行く行くは、ここをしっかりマネジメントできる組織ができたらいいなと考えておりまして、今、目下のところ研究中でございます。

補足としまして、今年の秋、紫川周辺で、今年度事業の予算計上しております紫川ナイトスペクタクル、これも社会実験の一つでございますけども、この秋に向けて、パルクール等で市外からたくさんのお客様がいらっしゃいますので、そこをしっかり取り込むという今研究をしております。以上でございます。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 西田委員。
- ○委員(西田一君) ぜひインバウンドも含めたお客様の流動性を持って活性化していただきたいなと思います。それと、ハートランドなんですが、あまり言いたくないんだけど、グランピングをやめちゃったんですよね。その経緯をお聞かせいただきたいな。例えば先ほどの収益、収支、経常利益、当期純利益ですね。アスレの導入によるということをおっしゃっていましたが、グランピングをやめたことによっての減収というのはなかったんですかね。あっていると思うんだけど。
- 〇委員長(泉日出夫君)緑政課長。
- **○緑政課長** グランピングに関するお問合せです。グランピング、令和3年の春から令和6年

1月まで実施をいたしておりました。そのときの、令和5年度のグランピングの売上げですが、これが2,812万4,239円となっております。これを廃止しました理由といたしましては、1つは、グランピング事業に対する国の補助金がスタートをいたしまして、県内に温泉施設等の特色を売りにしたグランピング施設が増加したということで、グランピングをするに当たっては、そういった施設とコラボするものが増えてきたということもあります。そういった中で、ハートランド平尾台としては新たな方向性を見つけようということで、グランピング自体はリゾートに近い体験を提供するような施設だったんですが、このたびハートランド平尾台は、単価を抑えた、市民の方たちがより利用しやすい施設に取り組もうということで、今回の平尾台アスレでありますとか、特にドッグランとかRVパークというのを充実させたところでございます。このRVパークとドッグランなんですが非常に好評でして、令和5年度のRVパークの利用者数が、令和4年度比280%、ドッグランにつきましては、令和4年度は184%ということで、こちらで収益を稼いでいっている形になっております。以上です。

- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **〇委員(西田一君)**設備投資して、単年度とか一時的に収支マイナスになるっていうのは別に 珍しくはないんですが、グランピング、売上げが2,800万円、そのうちハートランドは場所代で 幾らだったのかっちゅうのを、もう一回教えてください。
- 〇委員長(泉日出夫君)緑政課長。
- **〇緑政課長** その辺の、グランピング自体の原価と利益というのが手元の資料がございません ので、すいません、申し訳ございません。
- **〇委員長(泉日出夫君)**西田委員。
- **〇委員(西田一君)** それから、グランピングとハートランドのお金のやり取りですね、基本的には場所代を取っていたと思うんで、それが分かる資料を、後ほどでいいんで、お見せいただきたい。必要であれば行政事務照会かけますんで。以上です。
- **○委員長(泉日出夫君)**ほかに質問、意見はありませんか。山内委員。
- **○委員(山内涼成君)**まず区域区分からですけれども、区域区分の意見書の要旨と市の見解が出されましたね。この中で、市街化区域を維持したい、23件なんですが、1ページの表を見ると、人口はマイナス10になっているんですよね。この整合性について1点質問をしたいと思います。それと、これはホームページに記載をしてもらえるものかどうなのかということ。

それから、モノレールについてですけれども、今コロナ禍前と比べて、ほぼ回復をしたというのはすばらしい実績だと思うんですけれども、営業収益から、それから輸送人員まで含めて、回復に至った大きな要因っていうのは何だったのか教えてください。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** 区域区分に関する御質問をいただきました。市街化区域を維持したい23件に対して、参考値人口のマイナス10人との整合というところでございますけど、意見が出てきた

のが23人でございまして、この方々が全員人口、要はこの人口っていうのは区域内に住まわれている、居住を構えられている方ということで、参考値という形でお示しをしております。大体概数で5人単位というところなので、今回のこの23人の意見の方々に関しましては、居住をされている方につきましては、例えばマイナス5って書いている、若松区と八幡東区でそれで出ているというところなんですけど、それ以外の方につきましては、居住を有しない土地、要は山林とか、そういったところについて市街化区域を維持したいという形の意見が出てきているというところでございます。結果として面積で10~クタールで、人口のところはマイナス10って書いてあるんですが概数なんで、大体お二人の方、2件とカウントしていただければよろしいかなと思っております。以上でございます。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市交通政策課長。
- **〇都市交通政策課長** コロナ前にほぼ回復した要因について、お答えいたします。

コロナ禍におきましても、モノレールとしましては収入増の施策としましては、沿線の事業体や、地域、学校との連携を行ったり、イベントや情報発信などに取り組んできたことに加えまして、社会経済活動が正常化に進んできたということがあり、回復してきたのではないかと考えております。以上でございます。

- 〇委員長 (泉日出夫君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長** すいません、答弁漏れが1点ございました。ホームページへの掲載でございます。当委員会に、今日報告させていただいた後、午後からでもホームページには掲載したいと思っています。以上でございます。
- **〇委員長(泉日出夫君)**山内委員。
- ○委員(山内涼成君)分かりました。モノレールで聞きたいのは、例えば通勤・通学とかの定期が増えたんだとか、そういう要因が、本当に大きな要因となったものっていうのが聞きたいんです。というのは、バス業界も含めてコロナ禍前に回復したっていうところはほとんどないんです。回復しても8割です。それが、ほぼ回復したということについての大きな要因っていうのが知りたいんです。
- 〇委員長(泉日出夫君)都市交通政策課長。
- ○都市交通政策課長 個別のも全体的に上がっているんですけれども、正確にそれはどうかは 分かりませんけれども、コロナ中も特に減便せずにダイヤをずっと維持してきているところが、 戻りが早いのかなと思う、どうしてもコロナ禍で少し減便しているような事業でいくと、戻り 切ったとしても元の輸送量まで行き着いていないので、そういうのも要因の一つではないかな と思っております。以上でございます。
- ○委員長(泉日出夫君) ほかに意見や質問はありませんか。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

ここで本日の所管事務調査に関係する職員を除き、退出を願います。

(執行部入退室)

次に、所管事務の調査を行います。

交通政策についてを議題とします。

本日は、市営バス事業の現状、ダイヤ改正の実施等について、報告を兼ね、当局の説明を求めます。総務経営課長。

○総務経営課長 それでは、市営バス事業の現状とダイヤ改正の実施等について御説明いたします。

交通局の資料でございます。タブレットの1ページを御覧ください。

まず、大きな1番、市営バス事業の現状についてでございます。

1、交通事業の現状についてです。

本文下のグラフを御覧ください。

令和5年度決算につきましては、次の9月議会においてお示しすることとなりますので、グラフ中の令和5年度の数値については、予算上の額となってございます。グラフのとおり、まず令和4年度決算におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、乗り合い収入が、令和元年度と比較して約23%減少したことなどにより、年度末資金剰余が約3億6,000万円まで減少しました。このため、令和5年度及び令和6年度予算におきまして、資金ショートを回避するために補助金3億円の繰入れを御承認いただいたところでございます。

令和5年度の状況でございます。

5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが第5類になったものの、乗り合い収入につきましては、令和元年度と比較して約2割減で推移してございます。また、直近の令和6年度の第1四半期におきましても、同様の状況が継続しているところでございます。こうしたことから、令和6年度以降も依然として厳しい経営状況が続くものと考えております。

次に、2番、令和5年度の利用状況についてでございます。

令和5年度の乗合バスの全体の現状といたしましては、100円の収入を得るために約123円の費用を要している状況でございます。ただ、令和4年度には約132円の費用を要しておりましたので、令和4年度と比較いたしますと、約9円の改善となってございます。この改善の要因としましては、利用者数の増加に伴う乗り合い収入の増加に加えまして、令和5年3月のダイヤ改正を行ったことに伴う実車走行距離の減少、また、これに伴う費用の減少などが影響したものと考えてございます。また、系統別の状況では、黒字路線が14系統、赤字路線が62系統という状況でございます。令和4年度と比較して、黒字系統の占める割合は2.4ポイント改善しております。系統ごとの1便当たりの利用状況及び営業係数につきましては、4ページから5ページ、それから、黒字の路線を路線図に表した資料を6ページに添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、この利用状況につきましては、交通局のホームページでも公開をいたします。

続きまして、タブレットの2ページをお願いいたします。

3番、市営バス事業在り方・役割検討会議の開催についてでございます。

令和6年10月頃からを目途に、市営バス事業を取り巻く様々な経営課題につきまして、有識者等から意見を聞くための検討会議を開催します。検討会議の構成員は、地域交通に精通する有識者、地域住民、利用者、経済界、交通事業者から人選いたしまして、現行の市営バス事業経営計画の評価、検証をはじめ、増収対策や利用者サービスの向上といった経営課題につきまして、幅広く意見を聴取したいと考えております。

続きまして、タブレットの3ページをお願いいたします。

大きな2番のダイヤ改正の実施等についてでございます。

まず、1番、ダイヤ改正の実施についてでございます。

2024年問題を契機といたしまして、全国各地で運転者不足に伴うバス路線の減便が相次いでおりますが、交通局におきましても、他の事業者と同様、運転者不足は極めて深刻な状況となっております。こうした状況におきまして、交通局としては貸切りバス事業の一部制限や、他社への振替、運行管理部門の職員による応援勤務、年度中途でのバス運転者の緊急的な採用などの対応を行ってまいりましたが、このまま現行ダイヤを維持することが困難なことから、今回、やむを得ず、減便を伴うダイヤ改正を行わせていただくことといたしました。今回のダイヤ改正の概要については、朝夕の通勤・通学の便には極力配慮しつつ、平日ダイヤにおいて全体便数を約9%減便させていただきます。具体的には、平日ダイヤにつきましては64便の減便、これは707便から643便に変更でございます。それから、土曜ダイヤにつきましては3便の減便、これが554便から551便に、それから、休日ダイヤにつきましては370便、そのまま変更なしということでございます。

また、一部路線につきましては、これまでの乗降実績等を踏まえまして、早朝便の始発発車時間を繰下げ、つまり遅くします。それから、深夜便の最終時間を繰上げ、つまり早くします。ダイヤ改正の実施時期につきましては、本年9月1日から当面の間といたします。市民、利用者への周知につきましては、8月15日号の市政だよりでのお知らせ、それから、各バス停にダイヤ改正のお知らせと改正後の新時刻表を掲示するとともに、交通局ホームページにも同様の内容を掲載するなど、丁寧に周知を図っていきたいと考えております。

最後に、2番の運転者確保に向けた取組等についてでございます。

今回、運転者の不足を理由としたダイヤ改正をせざるを得なくなった状況に鑑みまして、運転者確保に向けた取組をさらに強化してまいりたいと考えております。具体的には、民間バス会社等の給与引上げの動きも踏まえ、バス運転者の初任給の増額や給与水準の底上げを実施いたします。あわせて、潜在的なドライバー需要の掘り起こしに向けた取組につきましても、今後、検討、実施してまいりたいと考えております。

また、ダイヤ改正により御不便をおかけする利用者の方に、少しでもバス車内で快適にお過

ごしいただきたいと考えており、Wi-Fi等を装備した実証モデル車両を導入し、その効果等を検証する取組も行ってまいりたいと考えております。利用者の皆様には御不便をおかけし、誠に申し訳ございませんが、御理解、御協力のほど、よろしくお願いしたいと考えております。以上で市営バス事業の現状とダイヤ改正の実施等についての説明を終わります。

○委員長(泉日出夫君) ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。西田委員。

- ○委員(西田一君) 質問というよりも、私はもう長年、申し上げていることですが、市民の大切な足ですし、替えがきかないという意味から、結果として仮に赤字になるようなことがあっても、私は、そこもやむなしというスタンスでありますんで、仮に赤字になることがあっても、市民に対しての足を確保するという義務を果たしているという大前提を、きちっとお考えいただきたいなと思っております。運転手不足は本当に深刻だと思うんですが、市内の他の民間事業者との給料の比較とか、例えば、こっちが高くすりゃあ、相手も高くするとかという可能性もあるんですが、どういう調整、大体同じぐらいという調整でいいんですか。
- **〇委員長(泉日出夫君)**総務経営課長。
- ○総務経営課長 民間の、これは令和4年度ぐらいの数値でございますけれども、ここ北部九州エリアの年収が大体460万円ぐらいということで数値がありまして、今回の給与の処遇改善によって、それぐらいの金額になるぐらいの初任給の調整をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 西田委員。
- **〇委員(西田一君)** 浜口先生の前でしゃべりづらい。とにかく、まず足を確保するということを大前提に、ぜひ頑張っていただきたいと思います。以上です。
- **〇委員長(泉日出夫君)**ほかに。浜口委員。
- **○委員(浜口恒博君)** すいません、私からも少し、要員不足の中で大変な事業ですけども、今 運転手が145人いて、年齢構成っていうのを教えてほしいんですけども。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 総務経営課長。
- ○総務経営課長 年齢構成でございますけれども、平均年齢が58歳、60歳以上が50%を占めているという状況でございまして、若年層が非常に少ないという状況でございます。以上でございます。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 浜口委員。
- **〇委員(浜口恒博君)**大変ですね。雇用っていうのは、大体70歳までなんですかね。乗務できるのは。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 総務経営課長。
- ○総務経営課長 正規職員は、今定年が市の職員に準じておりますけれども、会計年度任用職

員につきましては上限が74歳ということで、今、運用を始めていまして、実際そのぐらいの年齢の方も乗っていらっしゃいます。以上でございます。

〇委員長(泉日出夫君)浜口委員。

○委員(浜口恒博君)ありがとうございます。これまでいろんな資料を見てきたんですけども、約20年前に大型二種免許、1年間に新たに免許を取る方が、1万8,000人ちょっといたわけでありますけども、現在は、全国で年間6,000人ぐらい、3分の1程度になっているような状況を、警察の免許の交付、その資料で見たんですけども。もう一つは、日本バス協会が、このままの状態やったら、2030年、3万5,000人ぐらいさらに不足をしてくるっていうような状況の中で、今、改善策がないような状況でありまして、国も警察も免許が、19歳から取れるようになりましたし、そういった部分で改善はしているんですけど、なかなかそこら辺の人が入ってこないような状況で、労働条件を含めていろんな部分があると思うんですけど、これを考えると、民間のバス事業者を含めて今から大変な厳しい状況の中で、どう解決していくのかなっていうのが、1つ問題があると思うんですけど。いずれにしても、利用者の足を確保していくっちゅうのが一番の目標でもありますし、市民生活に影響があってはいけないと思いますし、バス事業が衰退をしていくと町の経済まで活性化がなくなってくるんで、バス事業者だけの問題じゃないと思うんですけども。市の本体も含めて、ある程度の助成をしてもらわないとやっていけないような状況であると思いますので、そういった連携も、さらに進めてほしいと要望しときますけども。

もう一つ、今全国的に独占禁止法が改正されて、共同経営になっています。特に競合する路線を走っているところは、そういった部分が効果があるんでしょうけども、北九州市を考えると、なかなか競合しているところはないと思いますけども、先ほどモノレールも少し利益が出ていますし、ほかにバス事業、西鉄バス北九州があります、市営バスがあります。そういった部分で共同経営をしながら、黒字が出たところは赤字の部分を補っていくような、そういった事業をやっていかないと、もう、このバス事業って、公共交通ってやっていかれないんじゃなかろうかと思っていますんで、そういった部分も調査研究を今後していって、何とか、厳しい中ではありますけども、市民の足をしっかり守っていくことが町の活性化にもつながっていきますので、そういった部分でしっかり取組をお願いしたいと思います。以上です。

- ○委員長(泉日出夫君) ほかに質問はありませんか。渡辺委員。
- **○委員(渡辺均君)** 大変厳しい運営状況ですけども、西鉄、今話が出ておりますけども、西鉄 との競合、いろいろ競合のところもあると思うんですが、そういう西鉄との協議というのは順 次、やってきているんですか。
- 〇委員長 (泉日出夫君) 営業推進課長。
- **〇営業推進課長** 定期的に、西鉄とは情報を共有しながら、いろいろ路線についても、学研の 乗り入れだったり、あと、黒崎線についても、そういったことをさせていただいております。

以上でございます。

〇委員長(泉日出夫君)渡辺委員。

〇委員(渡辺均君)今、西鉄の路線の減少、廃線っていうんですか、それをやってきていると 思っているんですが、隙間っていったらおかしいんですけど、どうしても市民のための足です から確保しないといけない。だけども、西鉄は法人であるし会社であるから、やむなく廃止す るという路線も随分聞いておりますけども、その隙間の中で、かつかつ、本来ならば市でやれ ば利益が出るところを含めて、西鉄であれば会社経営も含めて、これはもう損益分岐点がほと んどゼロに等しいというところであれば、市の運営をすれば、その路線が利益、収益が出ると いうような、何かそんなようなやり取りで今から少しずつ改善しないと、どこも、若松だけで はなくて我々小倉南区も、門司に営業所がありますけども、ほとんどが便数を減らして、今ま で10便あったのが2便とか3便とかになって、朝夕だけとか、そういうようなことがずっと起 こっていますんで。今、その現状を、人口減少もありますけども、もう少し活用すれば速やか にできるんやないかなと、増資はできるんやないかなと、アバウトで申し訳ないんですけどね。 Wi-Fiも今度取り入れられるということだったら、Wi-Fiから、どこの駅に発信す るとか、ウーバーみたいな感じで常に時間帯を発信できて、アプリを買えば、いつでも路線の 時間帯を発信してくれると。それに併せて、今、タクシーの便も非常に少なくなってきている ので、僕は今、いけるもんがたくさんあるんじゃないかなと思っとるんです。運転手不足はど の業界も、運輸業は、運送業は緊急の課題ですけども、今、そこんところを、何かこう隙間を 見いだせるところがあれば、市民の足として市営バスという形が市民に浸透すれば、かえって 西鉄バスに乗らんで市営バスに乗ってくれるんやないかなと、そんな思ったりもするんで、西 鉄はいいとこ取りって言ったら失礼なんですけども、それで今までやってきたのが今のツケで すので、ほとんどがツケになっておりますんで、そこんところ、改善する余地があると思いま すんで、頑張っていただきたいと思います。

○委員長(泉日出夫君)ほかに質問、意見はありませんか。

なければ、以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会いたします。

 建設建築委員会
 委員長
 泉
 日出夫 ⑩

 副委員長
 山内涼成 ⑩